

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険給付及び保険料の徴収に関する業務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、介護保険給付及び保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険給付及び保険料の徴収に関する業務			
②事務の概要	介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険資格台帳の照会			
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
要介護認定、介護保険給付制限、居宅サービス計画作成依頼(変更)届、軽度者の福祉用具貸与、高額医療介護合算サービス費、高額介護サービス費、災害減免、災害時の定員超過の取り扱いについて、事業所台帳、社会福祉法人等による利用者負担軽減、住宅改修費・福祉用具購入費支給申請書、障害者控除、送付先変更届、特別養護老人ホーム特例入所、被保険者資格管理、負担限度額・境界層・旧措置				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 (情報照会事務) 番号法第19条第8号			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	ほけん福祉課			
②所属長の役職名	ほけん福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	さつま町役場 ほけん福祉課(鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-24-8935)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	さつま町役場 ほけん福祉課(鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-24-8935)			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	介護保険システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	組織再編による
平成29年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	介護保険課	高齢者支援課	事後	組織再編による
平成29年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	介護保険課長 中村 慎一	高齢者支援課長 岩元 義治	事後	組織再編による
平成29年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	さつま町役場 介護保険課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま町役場 高齢者支援課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	事後	組織再編による
平成29年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	さつま町役場 介護保険課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま町役場 高齢者支援課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	事後	組織再編による
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	組織再編による
平成29年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	組織再編による
平成30年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	高齢者支援課長 岩元 義治	高齢者支援課長	事後	様式の変更による
平成30年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	IV リスク対策		リスク対策の評価の実施	事後	様式の変更による
令和2年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二	事後	評価の見直しによる
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第9条第1項	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル	要介護認定、介護保険給付制限、居宅サービス計画作成依頼(変更)届、軽度者の福祉用具貸与、高額医療介護合算サービス費、高額介護サービス費、災害減免、災害時の定員超過の取り扱いについて、事業所台帳、社会福祉法人等による利用者負担軽減、住宅改修費・福祉用具購入費支給申請書、障害者控除、送付先変更届、特別養護老人ホーム特例入所、被保険者資格管理、負担限度額・境界層・旧措置	事後	事務整理によるファイル増
令和6年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	評価の見直しによる